

平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) について

1 調査目的

これまで、身体障害児・者等実態調査及び知的障害児(者)基礎調査を 5 年毎に実施していましたが、今回は、制度の谷間を生まない新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的とし、調査を実施します。

2 調査対象等

全国約 4,500 国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者(障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳))所持者及び障害者手帳は未所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方を対象とします。

3 調査対象者数

24 調査区 1,200 世帯 2,279 人(世帯数・人口数は平成 17 年国勢調査による)

参考:平成 18 年身体障害児・者等実態調査 52 地区

4 調査対象地域

国から調査対象として抽出された調査区は、以下の住所の一部の予定です。

阿佐谷北、阿佐谷南、天沼、井草、和泉、今川、梅里、荻窪、久我山、高円寺南、
下高井戸、高井戸東、高井戸西、成田東、西荻北、西荻南、本天沼、松ノ木、宮前、
桃井、和田

5 調査員

厚生労働省から調査員として任命された者(区職員)が、調査員として従事します。

6 調査実施方法

11 月 18 日頃までに、調査員が該当地域の全世帯の郵便受けに、「調査についてのおしらせ」を配付します。

12 月 1 日(木)から 12 月 6 日(火)頃までに、調査員が各世帯を訪問し、調査対象者の有無を確認後、対象者に調査票等を手渡します。

調査対象の方は、調査票を記載し、東京都へ郵送で提出します。(期限:12 月 16 日)

7 電話相談窓口の設置

本調査に関する質問や相談及び事前の訪問拒否の連絡に対応するため、障害者施策課管理係で電話相談を受け付けます。